

茨 契 第 646 号

平成 28 年 7 月 25 日

各 位

茨木市長 福 岡 洋 一

(公印省略)

最低制限価格の事後公表対象案件範囲の拡大について

これまで本市の発注工事において、安易に最低制限価格での入札を行うことによる工事の品質や企業の技術力の低下を防ぐ目的として、一般競争入札に付する案件については、最低制限価格の事後公表を行ってきましたが、今回、市内業者の育成の観点から適切な積算による企業の技術力向上を目的として、下記のとおり指名競争入札に付する案件についても最低制限価格の事後公表を行います。

記

- 1 対象案件 建設工事、工事系の委託（除草、剪定、浚渫等）業務で指名競争入札に付する案件
(今後入札方法にかかわらず全ての入札案件が事後公表となります)
- 2 実施時期 **平成 28 年 10 月 1 日以降**の入札公告及び指名案件から実施します。
- 3 公表時期 契約締結後に公表